

令和2年第12回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年12月23日
13時30分～15時15分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和2年第12回海老名市農業委員会定例総会

令和2年12月23日「令和2年第12回海老名市農業委員会定例総会」を全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は12名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 13番 二見 務 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第57号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第3 議案第58号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第4 議案第59号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第5 議案第60号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 日程第6 議案第61号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画（案）について
- 日程第7 議案第62号 農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について

- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地の一時使用について（報告）

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は2番委員にお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員からご挨拶をお願いいたします。

2番委員が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから6ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

議案書7ページ、日程第1、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 21、申請地は、社家字■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■、■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料 1 でございます。

【議 長】 地区委員の意見を伺います。18番委員。

【18番委員】 こちらの譲受人の■■■さんも日頃から農作業に従事しております。規模拡大に特に問題ありません。

【議 長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■■さん、妻の■■■さん、子の■■■さんが農業従事者だそうです。経営主は、令和 2 年の農家台帳では、■■■さんご本人になっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は 41 年、従事日数は 90 日、妻の■■■さんの経験年数は 38 年、従事日数は 180 日です。子の■■■さんの経験年数は 8 年で、従事日数は 60 日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積ですが、こちらは自作地は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積であります 30 アールを超えております。機械は、トラクター 2 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、その他、乾燥機等を所有しております。申請書には、地域集落の取決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、記載がありまして、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われまます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目はございません。この案件に関しては、特に問題ないと思えます。

【議 長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 第 1 班 4 名で昨日現地を確認いたしました。当該地につきましては、水田として耕作された跡がございまして、周辺の畦畔等の状況などを見ましたけれども、全体として適切かつ良好に管理がされているものというふうに判断いたしました。

【議 長】 それでは、受付番号 21 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号22でございますが、地区委員の19番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号22の審議終了まで退席をお願いいたします。

(19番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、議事を再開いたします。

受付番号22について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号22、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、藤沢市西富■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図、写真は、資料2でございます。

【議長】 地区委員が退席中でございますので、引き続き、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さんと、あと夫の■■さんが農業従事者だそうです。経営主につきましては、農家台帳では、■■さんご本人となっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は42年、従事日数は300日、夫の■■さんの農業経験年数は16年、農業従事日数は250日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積についてですが、自作地は畑のみで、■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、バインダー1台、その

他、軽トラック等を所有しております。申請書には、地域集落の取決めに従い支障の出ないよう耕作を行う旨、記載がありまして、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われま
す。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第
3条第2項各号に該当する項目はございません。また、地区委員の19番委
員からも、特に意見もなく、問題ない旨、確認しております。以上で、特
に問題ないと思われま

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 当該地につきましても、昨日、現地調査を行いました。現地の状況
は、資料2の写真にあるとおり、全くそのとおりで、耕耘され、一部作付
がされているというような状況がございまして、まさに適切かつ良好に管
理がされているものと判断いたしました。

【議 長】 それでは、受付番号22について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号22について、採
決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、議事を再開いたします。

続きまして、議案書8ページから11ページ、受付番号23につい
て、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号23、申請地は、上河内■■■■■■■■■■、台帳地目、田、
現況地目、畑、■■■■■■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりでございま
す。譲受人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、杉久保
南■■■■■■■■■■、■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、

世帯内贈与でございます。現地の案内図、写真につきましては、資料3-1から資料3-4でございます。

【議長】 本日、地区委員が欠席でございますので、引き続き、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況につきまして、■■■■さん、母の■■さんが農業従事者だそうです。経営主につきましては、農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は150日、子の■■さんの農業経験年数については23年、農業従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、耕運機2台、防除機2台、トラックやユンボを所有しております。申請には、地域集落の取決めに従い支障の出ないように耕作を行う旨、記載があり、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。また、地区委員の12番委員からも、特段問題ないのでよろしく願いしますということで、意見を伺っております。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 当該地につきましても、昨日、現地調査を行いました。今回の■■さんの申請内容は、非常に広範囲にわたって大きな面積の世帯内贈与ということでございますけれども、それ自体は何ら手続上の問題はないのかと思っておりますが、現地を調査した形の中で、1点は、資料3-1の上河内の場所ですが、写真にありますとおり、植木畑になっているんですが、道路側からこの写真を撮っておりますけれども、道路の側溝の、要するにふたがかぶっている水路の上まで泥が流れ出しちゃっているような状況がございまして、その側溝も土砂で埋まっちゃっているような状態で、周辺の排水ができないという状況になっています。したがって、この箇所は少なくとも簡易土留めを条件として管理をするというふうなことを条件としていただ

きたいというふうに思っております。

それから、いま1点は、この資料の3-2の図面の場所なんですが、公図というか、図面が左側のほうにあります、そのところに道路のような形態があるんですが、真ん中に、ちょうど撮影している②と③との間、南北に道路のような形態があるんですが、これは現地は舗装がされている道路のようにあたかも見えるんですが、これが果たして公道なのかどうかということも含めて、実はここの道路に相当樹木が、枝がはみ出していて、非常に通行に支障が出るような状況になっているんですが、舗装がされているので、公道ではないかなというふうに思うんですけども、ちょっとそれを確認して、少なくとも道路にはみ出しているという状況はきちっとした管理をしていただくということを条件としていただきたいなというふうに思っております。

それから、いま1点ですけれども、今度は資料3-3の左側の公図の図面がございまして、そのところに2717の4番という形と2731番の2というのがあって、もともと恐らく道路敷だったんだというふうに思うんですが、それを多分払い下げされたのかなというふうに想像するんですが。この議案書の資料の中では、当該地の地目が公衆用道路のまま残っているんですね。この2筆分が。したがって、公衆用道路に所有権があるというのはおかしい問題ですから、これはきちっと整理するように、当事者のほうに手続として払下げを受けたんだとすれば、地目を公衆用道路ということではないわけですから、ちょっとその辺を訂正するように早急に行っていただくよう、指示をお願いしたいなというふうに思っております。

【議長】 今、11番委員からそのような意見が出ましたけれども、事務局はどうでしょうか。

【主査】 まず、資料3-2の撮②という、南から北に伸びている、申請地の真ん中に伸びている道路なんですけれども、今、11番委員がおっしゃられていた、樹木が道路のほうに伸びて危ないんじゃないかというところなんです、こちらは今調べたところ、いわゆる海老名市道ではなくて、私道でありまして、名義についても、■■■■さん名義ということは確認させて

いただきました。そこにつきましては、農業委員会の定例総会の中で、農業委員さんから意見が出まして、地域の住民の方がどの程度使用されているかは分からないんですけれども、もし通ったときに危ないのではないかとということで、管理のほうを徹底するよう申し伝えたいと思います。

【事務局長】 引き続き、私のほうから、3点目にありました、公衆用道路の関係なんですけれども、地目の公衆用道路というのは、不動産登記規則という法務省令がありまして、それに定義されている21種類の地目があるのですが、その中の1つです。公衆用道路って何という部分に関しては、今申し上げた不動産登記規則の下位規定として法務省の通達があります。不動産登記事務取扱手続準則というのがありまして、その中で、道路法による道路であるかどうかは問わず、一般交通の用に供する道路というふうになっていまして、高速道路、国道、県道、市町村道だけでなく、農道、林道、里道、あるいは私道も、登記簿地目の当てはめでは公衆用道路ということになります。

まず、ご心配されている部分は、公衆用道路を個人で持つという形になっていていいのかというご心配だと思うんですけれども、今私がお説明したとおり、時を経て個人の所有物となった登記簿上の公衆道路というのは実はかなり多数存在しているので、その時点では特段、違法性があるとか、そういう部分はないんですが、農地の在り方というのが現況主義であるという農地法の考え方と、それから、対抗力を持つ公簿である不動産登記簿の内容というのはなるべく一致していたほうが、取引の円滑な進行という部分に関しましても、お互いに整合性を持たせることが必要ではないかと思しますので、ご指摘のとおり、宮代さんには、許可する暁になりましたら、その辺はしっかり伝えていきたいなど。せっかく世帯内贈与の登記をされるのですから、もし許可ならされるなら、そうなったときに、地目の変更も、これを逃しちゃうとまたしばらくないので、そういった形でやっていければいいのかなというふうには考えております。

一番最初の側溝の部分を含めて、許可の暁には、許可証の引渡しのタイミングとかも発生しますので、そのときにしっかり伝えていきたいということでもよろしいかと思っております。

【議 長】 11番委員、よろしいでしょうか。

【11番委員】 はい。

【議 長】 それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号23について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書12ページ、受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号24、申請地は、中新田■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■■平米です。譲受人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の写真、案内図につきましては、資料4でございます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見を伺います。6番委員。

【6番委員】 ■■■■さんは、■■■■さんのご長男であります。休日は■■■さんが田んぼや畑をやっているのをよく見受けます。よって、世帯内贈与につきましても問題ないと思われれます。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■■■さんの農家世帯としての状況なんですが、■■■■さん、父の■■■さん、母の■■■さんが農業従事者だそうです。経営主は、農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は8年、農業従事日数は60日、父の■■■さんの経験年数は45年、従事日数は250日、母の■■■さんの経験年数は20年、従事日数は70日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は、田が■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、借入地は、田のみ

で、■■■■■平米、合計■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラックを所有しており、トラクターについても購入予定ということでございます。申請書には、地域集落の取決めに従い支障の出ないよう耕作を行う旨、記載がありまして、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 当該地につきましても、昨日、現地調査を行いました。現地は、稲作が耕作された跡がうかがえますし、さらに周辺の状況も良好に管理されているというふうに判断いたしました。

【議長】 それでは、受付番号24について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号24について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、日程第2、議案第57号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされております。

受付番号3、被相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、令和2年2月11日、申請人は、杉久保南■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、特例農地等の明細ですが、上河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■筆で、この■筆は、生産緑地です。これらの農地につきまして、12月14日に事務局で現地を確認しましたが、農地として適正に管理されていることを確認しました。また、■■さんの世帯は、海老名に■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成は、跡継ぎとなる息子の■■さん、母の■■さん、■■さんの息子の■さんが農家台帳に現在記載されております。所有する農機具につきましては、耕運機1台、トラクターが1台、田植機が1台、バインダーが1台、コンバインが1台となっております。畑は適切に管理されており、今後、農業を行う意思があることから、この案件につきましては問題ないと思われま

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、日程第3、議案第58号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号37について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けてい

る農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

受付番号37、被相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年12月23日から令和2年12月23日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■■■■■■■平米の■筆、議案書のとおりでございます。事務局のほうで12月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号37について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号37について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページから23ページ、日程第4、議案第59号農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

15ページの受付番号57から17ページの受付番号66までについては、継続の計画案でございますので、事務局から一括して提案説明を行い、質疑、意見、採決についても一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。

それでは、受付番号57から受付番号66について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程します。この審

議を経て、海老名市に対し計画案を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。この期限が迫っている旨のお知らせを10月中旬に送付しまして、既に貸し借りをを行っている方が早めに継続の手続を行うことが多いため、1月1日から権利設定を行う12月の審議案件が毎年多くなっているところがございます。件数が多いため、今回、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のとおりと省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案説明をいたします。

議案書15ページから17ページ、受付番号57から66は、継続の計画になりますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

【議長】 それでは、受付番号57から受付番号66までについて、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号57から受付番号66までについて、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書17ページ、受付番号67でございますが、9番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号67の審議終了まで退席をしていただきます。

(9番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号68について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号69ですが、17番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号69の審議終了まで退席をしていただきます。

(17番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、議事を再開いたします。

受付番号69について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号69、借り手は、本郷■■■■■■、■■■、貸し手は、中河内■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となります。農用区域内、2件の継続の計画になります。この案件につきまして、12月11日に事務局で現地調査をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農用地集積計画の法定要件を定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号69について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号69について、採

8条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号71について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号71について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書19ページ、受付番号72については、継続の計画案であります。事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号72番につきましては、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

【議長】 それでは、受付番号72について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号72について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号73から受付番号75について、新規の計画案ですが、借り手が同一人物で、貸し手は同一農家世帯の構成員であります。3件とも関連がございますので、事務局から一括して提案説明を行い、質疑、意見、採決については1件ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号73について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

それでは、受付番号74について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号74について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

それでは、受付番号75について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号75について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号76と、議案書20ページ、受付番号77については新規の計画案ですが、借り手と貸し手は同じ方になります。2件は関連がございますので、事務局から一括して提案説明を行い、質疑、意見、採決については1件ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。

それでは、受付番号76と受付番号77について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号76につきまして説明いたします。借り手は、社家■■■■、■■■■、貸し手は、社家■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、社家字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。農業振興地域内の新規の計画となります。

続きまして、20ページ、受付番号77につきまして説明いたします。借り手は、同じく■■■■、貸し手は、社家■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、社家字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。農業振興地域内の新規の計画となります。

以上、受付番号76、77について、一括して説明いたしました。

この案件につきましても、12月11日に事務局で現地確認をいたしましたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号76について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号76について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

それでは、受付番号77について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号77について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書20ページの受付番号78から22ページの受付番号86までについて、継続の計画案でございますので、事務局から一括して提案説明を行い、質疑、意見、採決についても一括して行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。

それでは、受付番号78から受付番号86について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号78番から受付番号86番につきましては、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

【議長】 受付番号78から受付番号86までについて、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号78から受付番号86までについて、一括して採決をさせていただきたいと思っております。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書22ページ、受付番号87については、新規の計画案であります。事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号87、借り手は、杉久保南■■■■■■■■、■■■■■■■■、

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 88 から受付番号 89 までについて、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号 90 については、新規の計画案であります。事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号 90、借り手は、本郷■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの 1 年間です。農用地区域内、1 件の新規の計画です。この案件につきまして、12 月 11 日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号 90 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 90 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 24 ページ、日程第 5、議案第 60 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

れらから、この証明の発行につきまして問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書25ページ、日程第6、議案第61号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に基づく事業計画(案)についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 生産緑地が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られるよう、平成30年の9月1日に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、生産緑地の貸し借りがしやすくなる仕組みがつけられたところでございます。この法律が施行されるまでは、生産緑地の貸し借りをを行う場合、農地法第3条の許可が必要でしたが、その場合、貸し借りの期間が終わっても、自動で貸し借りの期間が更新される法定更新が適用されるため、相続税の納税猶予などを受けていた場合には、納税猶予が打切りになってしまうなどの農地所有者側にとってデメリットが多かった制度となっていました。一方、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸し借りでは、これらのデメリットが解消されております。

次に、貸し借りの具体的な手順について少しご説明させていただければと思います。

まず、生産緑地を借りたい人が市に申請書を提出します。市が申請を受け付けた後、農業委員会が内容を確認し、申請書に記載された事業計画が法律で定める要件を満たす場合に事業計画を決定することになります。

市は、農業委員会での決定後に事業計画を認定し、認定書を申請者に交付

し、市役所の小作台帳に記録はあるものの、書類等の記録は残っておらず、権利関係が不明瞭だったため、自分たちの代でここを明確にするために、今回、申請するに至りました。

現地は、12月11日に事務局で確認いたしましたが、草刈りはきちんとされ、耕作もされている状況が確認できましたので、現地は農地として見られる状態だと判断しております。

また、先ほど説明いたしました都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件について、申請書の記載内容を事務局で確認しまして、全て満たしていると判断できましたので、この案件について、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書26ページ、日程第7、議案第62号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 それでは、議案書の26ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について、合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告させていただきます。

受付番号7、届出地は、大谷字■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、農地法第3条の許可による賃貸借の合意解約になります。合意に

が、図は、上が北側を示しております。申請地北側の既に舗装されている将来的に拡幅される市道の拡幅部分から申請地に入入りする計画になっております。出入りを行う部分につきましては、申請地が田んぼですので、一部盛土をして、作業車両が通る部分を鉄板で養生するという内容になっております。また、申請地の外周部分につきましては、プラスチックフェンスとパイプフェンスを設置して、申請地を区画するという計画になっております。こちらの申請につきまして、特に問題ないと思われます。本日、委員の皆様にご了承をいただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送する予定でございます。

【議 長】 地区委員の意見について、私のほうからお話をさせていただきたいと思ひます。

ここは、資料6-1を見ていただくと分かる通り、東側に市道14号線になっております。そして、ここを埋めることによって、周りの農地等に影響はないものと思ひております。

それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号8については、承認とさせていただきたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号8については、承認とさせていただきます。

次に、議案書28ページ、(2)農地使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号1と受付番号2について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地の使用貸借について、期間途中で解約をする場合には、農業委員会に届出をしていただいております。今回、農業委員会で決定した農用地利用集積計画に基づく農地の使用貸借について、解約したことの届出を受け付けましたので、報告させていただきます。

まず、受付番号1、届出地は、社家字■■■■■■、現況地目、田、

台帳地目、田、■■■平米、議案書のとおりでございます。貸人は、社家■■■■■、■■■■■、借人は、本郷■■■■■■■、■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田んぼの使用貸借の解約になります。合意による解約を令和2年11月20日に行い、農地の引渡しにつきましては、令和3年1月31日に行うという届出内容となっております。

続きまして、受付番号2、届出地は、社家字■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、議案書のとおりです。貸人は、社家■■■■■■■■■、■■■■■（持ち分■分の■）、ほか■名、借人は、中野■■■■■■■■■■■、■■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田の使用貸借の解約になります。合意による解約を令和2年12月8日に行い、農地の引渡しについては、令和2年12月23日に行うという旨の届出内容となっております。

これらの農地につきましては、事務局で12月11日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。この点について、問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号1と受付番号2について、一括して質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号1と受付番号2については、承認とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号1と受付番号2については、了承とさせていただきます。

次に、議案書29ページから31ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

29ページ、農地法第4条、受付番号15、30ページから31ページの農地法第5条の受付番号62から67の6件、併せて7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、議案書29ページでございます。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年11月1日

から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号15の1件で、畑のみで、339平米です。

続きまして、議案書の30ページ、31ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号62から67までの6件で、田が147平米、畑、395.90平米、合計、542.90平米です。こちらにつきましては専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の受付番号15、農地法第5条の受付番号62から67について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号15、農地法第5条の受付番号62から67について、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書32ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号17、受付番号18について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたしております。

それでは、議案書の32ページでございます。

受付番号17、権利を取得した者は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年6月17日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、中河内字■■■■■■■■■■

させていただきます。

資料につきましては、資料7-1に案内図と、一時使用前の現地の写真、資料7-2につきましては、利用計画図で、左側が北側となっております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 資料7の1番を見ていただくと分かりますけれども、この中央を県道の杉久保座間線が走っておりまして、当該地の北側に厚木、座間とを結ぶバイパスが走っておりまして、この南のところ現場ということです。現地を確認したんですが、夜間工事が生じるために、近隣の住民から一部意見等があったようで、そういったことが主たる要因で工事が遅れているということで、当初、本年の11月30日までの期間だったわけですが、これが令和2年12月1日から3年の3月31日までに使用期間を延長するというので、何ら問題がないのではないかとこのように思います。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9については、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【議長】 それでは、事務局から何か。

【事務局長】 ないです。

【議長】 それでは、この1年、1番委員がお留守の中、不慣れな私でしたけれども、皆様のご協力、どうにか今年を終えることができました。本当にご協力とご指導をいただき、誠にありがとうございました。来年は、皆様にとって本当によい年であることを祈念いたしまして、今日の定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了 午後3時15分)

